

質問回答（第2回目）

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集」の提案募集に関する質問について回答します。

番号	資料	ページ	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	14	公有施設の活用について	亀子島の活用に関しては、提案可能か？	亀子島の活用に関しての提案は可能です。 亀子島の活用に関しての提案について「公有施設の活用について」の項目でのご質問でしたが、募集要項P.13の④「その他実施が見込まれる事業」でのご提案になると想定しています。 このことは、亀子島以外の九十九島の島々を活用する提案をされる場合も同様です。 亀子島に関しては、民間所有地であること、西海国立公園の第2種特別地域内に位置していること、また、佐世保市で指定している九十九島風致地区内であることを申し添えます。 【国立公園関係・環境省HPリンク】 https://www.env.go.jp/park/saikai/intro/index.html 【風致地区関係・本市HP】 https://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/machis/fuchichiku.html

2	募集要項	14	公有施設の活用について	森林内を園路として活用するなどの整備は検討可能か？	森林内を園路として活用するなどの整備のご提案は可能です。 なお、ご提案いただく項目につきましては、 ● 例えば、インフォメーション・パッケージP36に記載の「公有施設」に隣接する森林に園路を拡大するなど一体的な事業をご提案される場合は、募集要項P12の②「九十九島観光公園の活用」もしくは③「公有施設の活用」においてご提案ください。 ● 例えば、公有林、民有林に関わらず、半島全体の森林を対象とした園路の整備をご提案される場合は、募集要項P13の④「その他実施が見込まれる事業」においてご提案ください。 なお、いずれの場合でも、募集要項P13の⑤「事業費及び事業効果を含めたロードマップ」において、整備主体や整備に係る概算の費用について官民の分担を含めてご提案ください。
---	------	----	-------------	---------------------------	---